

令和2年5月20日

# 議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年5月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年5月20日（水）午後1時30分～2時13分

2. 開催場所

北塩原村コミュニティーセンターホール

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	欠
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	欠
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員4名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

1番 伊藤 義人委員

3番 岩田 多吉委員

5番 蓮沼喜久雄委員

推進委員 奥川 維之委員

推進委員 五十嵐好則委員

推進委員 安部 嘉久委員

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
  - ・携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出について
- 第5 協議事項
  - ・別段面積の再検討について
  - ・令和3年度農林関係税制改正への要望について
- 第6 提出議案
  - 議案第1号
  - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 その他
  - ・農業委員会活動記録セットの配布について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也  
事務局 班 長 渡 部 達 也  
事務局 主 査 須 藤 真由美

## 7. 会議の内容

### ○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### ○会長

(挨拶)

### ○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

### ○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員、3番岩田多吉委員、5番、蓮沼喜久雄委員の3名から欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中4名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、

今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。なお、推進委員の奥川維之委員、五十嵐好則委員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、2番、中川博之委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、4月22日、会津若松地方農業委員会連合会第48回通常総会、ルネッサンス中の島で開催されまして、会長、事務局長が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会5月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、6月19日、北塩原村農業委員会総会6月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出につ

いて、事務局より朗読と説明をお願いします。

#### ○事務局

提出議案の3ページから12ページになります。報告事項、携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出について、説明いたします。こちらにつきましては、法令により転用許可を要しない案件となっておりますので、届出があった旨の報告となります。4ページから5ページに事業計画書、6ページに位置図、7ページに申請箇所図、8ページには建設予定時の現況写真、9ページと10ページには平面図と立面図を載せております。まずは、3ページをご覧ください。今回の申請事業者ですが、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇センター長の〇〇〇氏、仙台市〇〇区に事業所がございます。次の4ページをご覧ください。1番、今回の事業の名称は「〇〇〇〇株式会社 携帯電話用無線基地局「北塩原桧原南黄連沢山局建設工事」となります。2番の事業の目的ですが、今回の事業は〇〇〇〇株式会社が進めています携帯電話の通話エリアの拡大及び通話品質の改善に関する事業となります。携帯電話の普及に伴いまして、桧原字南黄連沢山地区（長峯地区）においても、既存局とのバランス形状に併せて検討した結果、同地区周辺での中継基地局建設が不可欠となったため、建設の可否について調査を行ったところ当該地は農地であるものの周辺農地の環境へ与える影響が比較的少ないと思われる場所であり、かつ、地権者や関係者からの同意を得られたということから当該地への無線基地局の建設を計画したとのことでございます。3番、事業計画の概要の中の事業予定期間ですが、令和2年7月1日～同年9月30日までの3ヶ月間となります。4番の計画地の概要ですが、所在が大桧原字〇〇1157番21の一部。面積としましては、登記面積264㎡のうち29.88㎡となります。地目は畑でございます。今回の申請の場所（位置）ですが、6ページをお開きください。位置図、ちょっと見づらいですが道の駅裏磐梯の道路向いの細い道を上っていった途中にある農地となります。7ページの申請箇所図のとおり、農地の所有者は〇〇の〇〇〇さんでございます。この赤い四角で囲っている場所に携帯電話の無線基地局を建設する計画となっております。今回のように、認定電気通信事業者が携帯電話の無線基地局等を設置するために農地を転用する場合には、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の例外規定に基づきまして、農地法の許可は不要となっております。参考として11ページと12ページに条文を抜粋して載せております。赤枠で囲ったところとなりますので、各自ご確認ください。この計画書が令和2年4月21日付けで事業者から提出されましたので、北塩原村農業委員会を經由して福島県に送付いたしましたことを報告させていただきます。なお、今回の建設工事に係る一時転用の許可申請も併せて提出がございましたので、本日の案件に出てまいります。以上、報告事項、携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出について、朗読と説明を終わります。

#### ○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出について、終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「別段面積の再検討について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。協議事項の1点目、別段面積の再検討について説明いたします。次の農地法第3条第2項第5号の規定により、設定した別段面積について協議及び再検討を行うものでございます。初めに皆さんご存じのこととは思いますが、別段面積について簡単に説明させていただきます。白○の3つ目「別段面積(下限面積)」とは、というところをご覧ください。農地の売買・贈与・賃借等をする場合には、農地法第3条に基づいた農業委員会の許可が必要となります。その許可要件のひとつに、下限面積の要件がございます。農地の受け手の耕作面積(経営面積)が許可後において、原則として北海道では2ha以上、都府県では50a以上になることという規定がございます。これは経営する面積があまりに小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれないことが想定されるということから、許可後に経営する農地面積が一定以上の面積にならないと許可はできないとするものでございます。それが平成21年12月に農地法が改正されまして、都府県では50aとされている下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するために地域の実情に合わないという場合には、各市町村の農業委員会の判断で下限面積を引き下げて別段の面積を定めることができるようになりました。その別段面積(下限面積)について、農林水産省の通知により毎年1回は再検討することが求められておりますので、今回、協議事項として提出させていただきました。なお、別段面積を定める基準といたしましては農地法施行規則第17条で定められておりまして、参考として16ページに載せております。内容としましては、設定する区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、別段面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること、といった基準がございまして、地域の実情に応じて各市町村農業委員会の判断で定められるように規定されております。13ページにお戻りください。北塩原村の別段面積の設定状況について説明いたします。1番目の白○をご覧ください。当農業委員会では2つの区域に分けて別段面積を定めております。大字桧原の区域が10a、大字下吉・北山・関屋・大塩の区域が30aの別段面積(いわゆる下限面積)を設定しております。白○の2つ目ですが別段面積を設定することにより、農地を取得する場合、都府県では50a以上必要だった耕作面積が、大字桧原の区域では10a以上、その他の区域では30a以上

で農地を取得することができることとなっております。別段面積の設定について協議した当時の設定理由（農業委員の意見）を14ページにまとめましたので、各自ご確認願います。また、別段面積の設定により当村で新たに農地を取得した者の状況としまして、14ページの1番下に記載しておりますが、これまで賃借権の設定が3件ございました。松陽台の方が関屋の農地を借りた件が1件、震災により避難されている方が下吉の農地を借りた件が1件、喜多方市の方が桧原の農地を借りた件が1件で、合計3件となります。また、参考としまして15ページに会津地域の設定状況を載せておりますので、ご確認ください。以上の内容から村で設定した別段面積について、修正の必要があるかどうか、ご審議いただきたいと思えます。上記のとおり提出いたします。令和2年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で別段面積の再検討についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。別段面積につきましては、これまでどおり変更なしということでご異議ございませんか。

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積の再検討について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。「令和3年度農林関係税制改正への要望について」事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の17ページをご覧ください。協議事項の2点目、令和3年度農林関係税制改正への要望について、説明いたします。別添の租税特別措置等が令和2年度末までに適用期限を迎えるため、令和3年度農林関係税制改正に向けた要望について協議及び検討を行うものでございます。参考とする資料等につきましては、5月定例総会の開催通知と併せて、事前に配布しておりますので、委員の皆さんには1度目を通していただいているとは思いますが、提出議案の21ページから31ページに先に送付した物と同じ資料を載せております。その中の23ページから31ページが、特例措置一覧（期限付租税特別措置一覧）となっておりまして、その中で適用期限が今年度末（令和3年3月31日）で切れるものの中から、当村において実績のあった3つの特例措置について、特に期限の延長を要望したいと考えております。事務局案としまして18ページから20ページに載せておりますのでそちらをご覧ください。18ページが「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の適用期限の延長」、19ページが「利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場

合の所有権の移転登記の税率の軽減措置及び農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の適用期限の延長」、20ページが「軽油引取税の課税免除の特例措置の延長」になります。それぞれの要望理由や活用実績、期待される効果等については資料を事前送付しておりますので、ここでは割愛させていただきます。以上の事務局案につきまして、協議・検討していただき農業委員会の意見として提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。上記のとおり提出いたします。令和2年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、令和3年度農林関係税制改正への要望についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和3年度農林関係税制改正への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の32ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見を求めるものでございます。こちらにつきましては、先ほど報告事項として長峯地区の携帯電話無線基地局建設工事に係る事業計画書の提出について説明いたしましたが、その建設工事に伴い工事用仮設用地が必要となるため、約3ヶ月間の一時転用の許可申請があった件でございます。番号1番、1、申請当事者について、設定人の方は〇〇〇さん、〇〇歳、大字桧原字〇〇の方でございます。続いて被設定人の方は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇センター長の〇〇〇さん、宮城県仙台市〇〇区に事務所がございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、桧原字〇〇1157番21、地目は畑、面積264㎡の内140.76㎡、農業生産の状況は休耕地でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は工事用仮設用地。こちらは一時転用でございます。事由の詳細としましては、携帯電話の普及に伴い、北塩原村大字桧原字南黄連沢山地区においても既存局との間に通話品質が低下する地域が発生。その改善のため、中継基地局を建設することとなり、工事用仮設用地の必要性が発生したとのことでございます。続いて、転用の時期ですが、許可の日から令和2年9月30日まで。施設の概要につきましては、土地造成の所要面積は139.46㎡。

建築物（仮設トイレ）設置分が1.30㎡、合計140.76㎡となります。資金計画については、収入が自己資金で150,000円、支出が造成費として150,000円でございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は使用貸借権。権利の設定・移転の別については、設定でございます。権利の移転の時期は許可日、権利の存続期間は、令和2年9月30日まででございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要については、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、二瓶睦夫委員、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、33ページ、34ページが申請地位置図と箇所図、35ページが、土地利用計画図、36ページが農地復元計画書となりますので、各自ご確認願います。また、転用に当たっての許可基準としまして、立地基準（農地区分）ですが、農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に該当するものと考えられ、農地区分は適当と考えられます。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、預金残高証明書が添付されておりました実現性が見込まれます。実施計画は明確で許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると思込まれます。計画面積については、当該農地の形状や周辺の土地利用の状況などから妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと思えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和2年5月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○4番、二瓶睦夫委員

はい。会長と事務局の須藤さんと一緒に現地調査をしてきました。近くには〇〇〇の基地局もありました。長峯周辺の携帯電話の電波が改善されるということで、非常に良いことだと思います。今回は一時転用ということで、工事完了後には農地を元通りに戻す計画でありますので、特に問題はない、許可相当であると思えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 2番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)